

## 第4期小田原市市民活動推進委員会報告書 内容案

### テーマ1 「市民と行政との協働について」

#### 1 協働の必要性

##### (1) 従来

ア 従来行政は、豊かな財政に裏打ちされ、全市域的な公共サービスを提供してきた。

イ 行政とともに地域活動や市民活動は公共サービスの一端を担ってきた。

##### (2) 近年

ア 少子高齢化、小世帯化、近隣関係の希薄化により世帯の生活力、地域の団結力が低下し、様々な新しいニーズや課題が地域に発生している。

イ 地域活動、市民活動は一定水準を維持しているものの、積極的な展開をできずにいる。

ウ 全国的に財政が緊迫しており、従来型の公共サービスでは画一的で、新たなニーズに応える施策を実施できず、住民満足度の向上が困難な状況にある。

##### (3) 今後

ア 今後は、行政単独で新たな市民ニーズを満たすことはできず、行政主体の画一的な公共サービスの提供ではなく、きめ細かく様々なニーズに応える公共サービスを構築していくべきである。

イ 特定分野において豊富な知識と経験を有する市民活動団体や地域の実情を詳細に把握する地域活動団体など様々な主体と手を組むことによってきめ細かな公共サービスを再構築していくことが望まれる。

#### 2 協働の定義

(1) 協働とは、市民活動や地域活動と組んで公共サービスを提供することであるが、その明確な定義は存在せず、行政によって様々な捉え方がされている。

(2) 小田原市自治基本条例検討委員会の自治基本条例骨子案における協働の定義は次のとおりである。

(3) 『協働』とは、小田原市の自治を担う様々な主体が、責任を担い、お互いの尊重と信頼関係を基本に、力を存分に発揮し合い、時と場合に応じて、任せ合い、支え合いながら、幸せなまち、住み良いまちをつくり上げるために協力し合っていくこと。』

(4) この定義のなかにおける協働の特性として、①相互信頼性、②目的同一性、③対等性、(主体多様性、責任分担性、役割分担性、)などが欠くことのできない重要な要素として考えられる。

(5) これらの要素を前提条件として協働事業が構築され、実施されるべきであり、何か一つが欠けてしまった場合には、協働事業が当初の目的を達成することが難しいと考えられる。

### 3 協働を構成する重要な要素について

#### (1) 市民活動団体と行政の相互理解

ア 協働のパートナーとなるには、長期間にわたり市民を相手とした公共サービスを実施するのだから、相互理解と信頼関係の構築が不可欠である。

イ 相互理解とは互いの事業を意図する背景を理解することと言える。

ウ 行政側としては、市民活動側に、何故協働事業を実施しようとしているのか。事業計画はどうなっているか。遵守すべき点は何か。等を理解してもらう必要である。

エ 市民活動側としては、行政側に何故協働事業に取り組むに至ったか。何を活動の目標として掲げているか。行政と協働に取り組むことで何を実現し、何を得ようとしているか。等を理解してもらう必要がある。

オ これらの背景を互いに理解し、尊重する必要がある。

カ また、当然、協働事業は公共サービスとして実施されるので、関係者のみならず、市民等の第三者からも理解・信頼を得なければならない。このためには、この行政と市民活動の相互理解が周囲からも認知される状態を維持・継続できなくてはならないと考えられる。

キ しかし現状の行政の状況を見るといくつかの懸念が挙げられる。

(ア) 行政担当者が、行政側の視点からしか活動を見ていないこと。

(イ) 市民活動の現場を詳細に把握しておらず、手続きや形式に固執する点が散見されること。

(ウ) 市民活動の側にも、効率を求めるあまり、手続きを軽視する恐れがあること。

(エ) このような市民活動団体と行政との意識のズレを、お互いが自覚できず、平行線に陥る恐れがあること。

ク これらを守るためには、協働事業着手前の事前調整に時間をかけ、丁寧に意見交換によるすり合わせを行い、互いの意向や目的を尊重することが必要である。

ケ また、行政側だけでなく民間の立場もわかる市民活動サポートセンターのような窓口・機関を調整に介在させると上手くいくのではないと思われる。

#### (2) 市民活動団体と行政間の目的や課題、情報の共有

ア 相互理解のうえに、共通の目的、課題、情報の共有も欠かすことはできない。

イ 互いの事業を意図する背景を理解したうえで、事業の目的に何を据えるか、何を課題と捉え解決するかが一致し、共有される必要がある。

ウ これが欠けてしまった場合、事業の達成水準の意見が一致せず、それ以降の継続性が担保されなくなる恐れがある。

エ 事業着手前に協定文書の締結により詳細を明示し、意見交換・合意しておくことが望ましいと考えられる。

オ また、そのための事業を遂行するうえでの情報が共有されることも必要である。

カ 協働事業に関わる様々な情報が共有されなかった場合、別々の情報で異なる判断に至る恐れがあり、同一の目的を目指すことができない恐れがある。

キ 定期的に報告機会を設け、情報交換を欠かさない体制が必要である。

#### ク 行政体制に望まれる事項

- (7) 具体的に行政側に望まれる事項について詳述すること。
- (イ) 市民活動団体と行政との十分な意見交換の機会を確保するということであること。
- (ロ) 事業の着手前に、十分な時間をとり、事業の目的、解決すべき課題の合意しておくことが必要であること。
- (エ) この中で事業の目的や取り組みの対象である解決すべき課題について「市民の利益」としての妥当性を見出し、そのプロセスを共有することが重要であること。
- (カ) 情報発信
  - i 行政側から情報を積極的に提供することが必要であること。
  - ii 行政には何ができないかを具体的に明確に情報提供すべきであること。その理由が分かれば、活動意欲を持ち、行政を補おうとする参加者が増えたと考えられること。
  - iii 行政としての「小田原市市民活動応援補助金」や「神奈川県協働基金」という制度のアピールを積極的にすべきであること。
  - iv また、今後、協働が可能な事業のPRも積極的に取り組むべきであること。
  - v 行政の仕事が繁雑で、市民に的確に指示がしきれない場合があるので、手続きの簡略化を進める必要があること。
  - vi 企業的な「伝達業務」「引継ぎ業務」が充分できていない事例が見受けられるので、協働事業の推進においては、各部の連携など庁内体制の構築も併せて配慮されるべきであること。

#### ケ 行政職員に望まれる事項

- (7) 行政の職員が自身の興味のある市民活動団体に一個人として加入し、活動を内部から見るという経験も必要である。仲間意識や当事者意識が培われ、時として市民側から見た行政の姿を垣間見ることでもできると考えられる。

#### (3) 市民活動団体と行政の対等な関係の保持

- ア 行政と市民活動団体は対等な立場で協働事業に取り組まれるべきであり、決して従属関係にあるものではない。協働事業において互いが責任を分担する中で尊重し合う関係の構築が望ましい。
- イ 従来は、市民活動が行政への依存度を高め、活動自体が主体性を弱めてしまう場合も見受けられたが、協働事業の実施にあたっては、市民活動団体は主体性を高め、目的意識を明確にして行政とともに取り組むべきである。

#### (4) 責任分担性

- ア 協働事業においては、行政とそのパートナーは互いに得意分野等により、役割分担を協定等により明確にすべきである。
- イ 行政であれば、経費負担、広報や回覧等による事業周知、会場確保等の分担が想定され、市民活動団体であれば、専門知識や経験を活かした啓発活動や事業企

画、独自ネットワークや地域性を活かした人材確保等が想定される。

(7) このように特性に応じた分野ごとの取り組みを活かしながら役割分担を合意したうえで、それぞれが事業遂行の責任を負うことが望ましい。

#### 4 協働の形態

(1) 協働には様々な形態が考えられ、それぞれ役割分担が異なる。

(2) 共催

ア 地域活動団体や市民活動団体等と行政が、それぞれ主催者となって、ともに一つの事業を行う形態である。

イ 取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることや、相互の役割分担、経費負担、リスク分担などの取り決めが重要であり、両者ともに主催者としての責任と自覚が求められる。

ウ 行政の「共催」的なバックアップがあると活動の周知、動員にも幅が広がる。

エ 「子育て」「自然環境」の分野を「共催」として、推し進める。～小田原独自の方法として市民に提言：「子育て」「自然環境」に市民活動（無償）が関わっていることを、誇らしく思える街として打ち出す。

(3) 実行委員会・協議会

ア 地域活動団体や市民活動団体等と行政で構成された実行委員会や協議会が主催者となって事業を行う形態である。

イ 取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることや、相互の役割分担、経費負担、リスク分担などの取り決めが重要であり、両者ともに主催者としての責任と自覚が求められる。

(4) 事業協力

ア 地域活動団体や市民活動団体等と行政とが、対等の立場で、お互いの得意な分野を出し合い、経費分担や役割分担などを決めて、一定期間継続的に協力して事業に取り組む形態である。

イ 負担金等、金銭に関する契約行為を伴うものと、アダプトプログラム等、金銭に関する契約行為を伴わないものがある。

ウ 一般的に、目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などの項目を取り決めた協定を締結する。

(5) 指定管理者

ア 施設サービスの向上や管理運営経費の削減等を図ることを目的として、民間企業、地域活動団体、市民活動団体といった団体が指定管理者としての指定を受け、それぞれの能力や特長を活かして、行政に代わって施設の管理運営を行う形態である。

イ 指定の手続きは条例で定め、管理者の指定には議会の議決が必要となる。

ウ 協働事業の位置づけにより行う指定管理者の募集では、協働による施設運営が必要な理由を明確にするとともに、施設の設置目的を効果的に達成するための公募基準を設け、適切な団体を選定することとなる。

## (6) 委託

ア 本来行政が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、地域活動団体や市民活動団体等の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活用し、より効果的に取り組みを進めるために、業務を委託する形態である。

イ 協働の実施形態としての委託は、行政の下請けとしてではなく、行政が自ら実施するよりもより良い成果を上げられるという判断のもとに行われ、受託者となる団体の提案・企画を仕様書に取り入れて、事業の実施過程での協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに、団体の特性を活かす形で実施する。

ウ 事業実施に関する責任は、原則として委託する行政側が負うことになる。このため、確実な履行が確保されるよう、委託先の選定に当たっては、相手方の事業遂行能力について十分な検討が必要である。

## (7) 補助

ア 地域活動団体や市民活動団体等が主体的に行う公益性の高い事業を支援するため、行政が補助金を交付する形態である。

## (8) 後援

ア 地域活動団体や市民活動団体等が主催する取り組みに対して、行政が後援という形で名を連ねることです。逆に、行政主催のイベント等に地域活動団体や市民活動団体等が後援という形で名を連ねることも考えられます。

イ 行政の後援によって、地域活動団体や市民活動団体等の活動に対する社会的な理解や信頼が増すことが期待できる。

(9) スタイルについては一概に言えない。内容によって適したものがある。細かく選んでいくべき。団体の成熟度に応じた協働の形がある。

(10) 行政からの資金的な支援だけでなく、必要に応じて様々なサポート体制、相談体制の整備がされるのがよい。

(11) 助け合いの精神が宿る、隣人同士の活動から始める。医療・介護ボランティアに象徴される人付き合いを始まりに、そこから視野が広がり、様々な活動が活発になる。

## 5 今後の施策について

### (1) 提案型協働事業への取組

#### ア 概要

(ア) 今後協働を推進し、行政と市民のパートナーシップの確立するため、市民活動団体や行政の提案に基づき、市民活動団体と行政が対等の立場で、適切な役割分担により、双方の責任において事業を実施する「提案型協働事業」の制度を創設することが望まれる。

(イ) 提案型協働事業の内容としては、現在行政が実施している事業及び今後行政が担うべき事業のうち、市民活動団体と協働で行うことで専門性や人材の確保が可能になるなど、行政主体での実施以上に効果が上がると考えられる事業が適当である。

(ウ) 「提案型協働事業」は、大きく分けて「行政提案型協働事業」と「市民提案

型協働事業」の二つが挙げられ、中長期的には両事業に取り組むべきだが、23年度は、現在行政が担っている業務や今後行政が担うべき業務を協働によって取り組む「行政提案型協働事業」について実施できるよう準備を進め、制度の構築と運用につなげていくべきである。

#### イ 行政提案型協働事業

(7) 想定される手続きは次のとおりである。①これらの事業テーマを行政から提示し、市民活動団体からの事業企画案を公募する。②応募事業の公開プレゼンテーションによる審査の結果、最も効果的な提案をした団体（以下「協働事業パートナー」という）と事業所管課とで協議する。③その結果を受けて実施事業内容を確定し、協定締結後、事業を実施する。④実施事業を検証し、その結果を次の事業に活かす。

(4) 予算が確定した23年度当初に公募を実施し、7月には協定締結が可能となるよう、22年度から準備作業に着手していただきたい。

#### ウ 市民提案型協働事業

(7) 提案型協働事業としての内容は前述のとおりだが、市民提案型の場合は、特に提案事業が専門性の高い新規事業であることが想定されるため、どのような事業であれば採択が可能であるのか要件を確立しておく必要がある。

(4) また、既存事業であれば、所管課との合意を得やすい調整機会を設定する必要がある。

(5) 予算計上手続き等を考慮し、25年度事業実施を想定して準備作業にあたっていただきたい。

#### エ 留意事項

(7) 市民活動応援補助金と同様に、協働事業の4月着手を可能とするため、前年度末までに協働パートナーが決定され、協定が締結されるよう公募時期を設定されたい。

(4) 協働事業の実施が単年度で終わってしまうのでは効果の確認が困難であり、複数年にわたる継続事業としての協定締結の検討をすべきである。

(5) 公募の際に、事業テーマについてなるべく細部を提示せず、応募者側に詳細事業の企画の余地を残しておくべきである。

(6) 現在、実施されている協働事業を参考にして、多くの分野で事業テーマを設定することで様々な団体に事業応募の機会を付与するべきである。

(7) 小田原市における協働の取り組み方法等について、より詳細に検討を進めるべきである。

(8) 協働事業が多く実施されるよう協働の考え方や取り組みを市職員に周知するべきである。

(9) まずは共催、協力連携というところから始めていき、その際できるだけ門戸を広くし、団体の育成という視点を持って事業を行う。

(10) 協働事業者の選定にあたって客観的な公平性を確保する必要がある。

- (カ) 時限と役割責任分担の明確化により相互に依存する関係に陥らないようにする。
- (コ) 適切な協働のスタイルをしっかりと判断する機関としての役割を審査会が担うべき。

## 第 4 期小田原市市民活動推進委員会報告書 内容案

### テーマ 2 「市民活動の充実・促進策について」

現在本市で実施されている主な市民活動の充実・促進策について考察してみたい。

#### 1 市民活動応援補助金制度

- (1) より事業実施が容易になるようステップアップコースの補助率を高くすべきではないか。ただし、補助率が上がれば補助額の増額に伴い、補助件数が減少する恐れがある。
- (2) 市民活動推進委員会の本格的な議論の場をより多く確保するため、現在行っている応援補助金の審査の 2 回分を当委員会開催回数から除き、審査のみを目的として別に開催することが望ましい。
- (3) 今後の申請件数が増加するように、応援補助金の審査をより多くの団体に公開していくべきである。
- (4) スタートアップ、ステップアップコースとなっているのは良い。但しその事業の遂行途中で、現場への訪問により進行度のチェックが必要である。
- (5) 専門分野に関する活動については、その活動の成果を市民に還元するよう条件を付すなど、公共性、公益性についての配慮が必要であると思う。
- (6) 今まで補助金の総括が実施されていない。審査の適否を考察するには、過去の補助事業の総括が必要である。
- (7) 21 年度に実施された事業仕分けにおいて補助金制度について見直しの意見が出ているが、市民活動の支援としてその必要性を強く、継続を希望する。
- (8) 過去の対象の中には、地縁に基づく活動に対するものが混在しているが、今後、地域コミュニティ活動を強化するための支援策を検討していくのであれば、制度間の調整が必要となる。

#### 2 ボランティア活動補償制度

- (1) 21 年度に実施された事業仕分けにおいて見直しの意見が出ているが、市民活動を支援するという点で効果は大きく、継続を希望する。
- (2) 市民活動を安心して行うために必要な事業であると思うが、今後、行政と市民との協働が進めば進むほど、その対象範囲を明確化していく必要がある。
- (3) こういう制度がないとボランティア活動が成り立たない訳ではないと思う。(反対意見)

#### 3 市民活動サポートセンター

- (1) 従来の事業に加えて新たな事業に取り組む必要性が考えられる。
- (2) 市民活動団体の交流事業により注力すべきである。
  - ア 応援補助金の事業報告会において、試行的に交流事業を開催したところ大変好



評であった。

イ 交流意欲が高いことが確認できた。

ウ 交流することで、団体間の連携が実現できる期待が出来る。

(3) 市民活動団体と地域活動団体の連携交流

ア テーマ3で述べるように連携交流が図られるようになれば、新たな市民活動の局面を迎える事が出来る。

イ 市民活動団体の集まりに地域活動団体が出席して担い手を求める場合や、地域活動団体の集まりに市民活動団体出席して活動の場を求める場合等が考えられる。

ウ このように市民活動と地域活動団体を結びつける機能を果たすには市民活動サポートセンターが最も適当と考える。

(4) 市民活動の交流の場として、又、市民活動と地域活動をつなぐ役割も期待したい。

(5) サポートセンター実施事業

ア 市民活動団体カレンダー ⇒ 今後はネット上でもっと詳しく大きく公開する。

イ 他団体との交流会・分野別交流会 ⇒ 市民活動の促進に効果が大きいので今後も継続されたい。

ウ 市民活動の普及 ⇒ 今後は、企業へのリタイア後のために市民活動を提案するのではなく、全世代に向けて普及をする

4 まごころカード

(1) 更に発展させ、市民のポイントカードのような物として、地域活動、市民活動、ボランティア活動した場合、又、参加された方にもポイントをつけ、将来介護ポイントとして使うことが出来るようなものにする。そうすることによって“市民の利益”にも繋げ、様々な活動の活性化を図る。

5 まちづくり市民サポーター

(1) もっと認知度を高くして活躍の場が増えていくことを期待したい。例えば、学校で子供たちに興味ある技術を教えるとか、本の良さを伝えるなど。家族には素直になれない世代にとって、他人で尊敬出来る大人に触れ合う機会が少ないので、良い機会に近づける。

(2) 活動の内容が漠然としていて解りにくい。

6 その他市民活動促進のために必要なこと

(1) より市民活動の意義と行政の支援体制、支援事業のPRが必要である。

(2) 熟年退職者層への生きがいの一つとして、市民活動（特に経験を生かしたボランティア活動）をPRする必要がある。

(3) 市報等において団体の紹介等を行うことにより、広く市民に広報する。又、各自治会等を通して、事業の案内、結果、報告も必要。

(4) HPはなかなか一般の方は見ないので、活動団体の一覧などを自治体や企業などに紹

介し、その代表者に連絡が取れるようにする。

- (5) 成果を一部のテーマ関係者だけに留めず、より多くの市民に知ってもらう場、もしくはシステムをつくる。例えば成功事例の発表会などを実施して、より多くの団体やさまざまな分野の活動へ水平展開する。
- (6) 他市でのうまくいっている事例の調査研究とモデル事業の実施。
- (7) 小中高校のカリキュラムへの組み込み(例 総合学習の時間の活用)で、若いときからボランティア活動の意義を教え込む。
- (8) 市の各部署で市民活動を調べて専門職員が工夫次第で更に効果が上がる活動を一緒に行動し、市民にヒントを与えて伸ばしていく。各部署での仕事の中で市民に協力を求める必要が在るか否かを、小集団活動の手法で庁内検討すべき。
- (9) 行政が今後の安心安全まちづくりに必要な課題を公表して市民・住民の知恵を借りる。行政の職員の仕事と将来予想される事業を一つ一つ検証して、一般職員・非正規職員が一緒になって問題点を洗い出し抽出する。
- (10) これまでは行政が協働の相手方として、最初から市民活動団体を念頭においていないように感じられる。関係する団体があるのであれば、多少時間はかかっても団体を育成することで得られる効果を検討してみることも必要。
- (11) 地域のコミュニケーションを活発にし、地域コミュニティの形成にどの程度寄与しているのか、活動が一部の人だけに偏っていないか、どの程度の「広がり」と「深まり」があるのか、などの視点から充実を図るべき。
- (12) 小さくても趣味などのサークルとしてきちんと活動している、ライフワークや生きがいの場としての活動に対しても、排除することのないように。その活動が意外なところで、(直接的でないが)市民や行政の小さな力になっていることもある。

## 第 4 期小田原市市民活動推進委員会報告書 内容案

### テーマ 3 「市民活動団体と地域活動団体の連携について」

#### 1 連携の現状

- (1) 連携事例が殆ど存在していない。
- (2) 下府中小学校運動場の芝生化事業における、下府中自治会連合会と市民活動団体 SHIN<sup>2</sup>との交流事業が事例として挙げられる程度である。

#### 2 連携の必要性

- (1) このような状況ではあるが、連携は必要である。
- (2) 連携は地域の人材不足と市民活動の活動エリア不足を相互補完する期待が出来ると考えられるからである。
- (3) 市民活動団体の多くは、開催する事業に多くの参加者を求め、自らが提供する情報についての理解を求めており、そのためにより多くの交流とより広い活動エリアを求めている。
- (4) 一方、地域活動団体は、住民の生活エリアにおいて様々な課題を抱えており、その解決にあたるための人材を求めているが、現実は不足している。
- (5) 地域団体には、市民活動団体との交流による課題解決を意識しているものは、まだあまり多くはないと考えられるが、相互補完の可能性を認識できるような交流機会を設けることができれば、新たな展開を期待することが可能であると考えられる。

#### 3 地域活動団体と市民活動団体の特徴

##### (1) 地域活動団体

- ア 地縁や日常生活などにおけるつながりで成り立つ活動団体であり、日頃の防犯活動や災害時などに優れた力を発揮する。
- イ 行政と直結した自治組織の団体であり、行政からの伝達内容を広く伝達している。
- ウ 地域活動の歴史は古く、広く市民の知るところである。その活動は直接生活に結びついており、地域住民にとっては信頼できるものである。
- エ 活動を通して地域内のつながりをもつことができ、地域交流に貢献している。
- オ 一定の会費を納めることで組織の一員の義務を負っている。
- カ 居住や就労など比較的近い生活環境にあって共有できる事象も多く、また比較的組織化されており、トップダウン的に実行することもできる。
- キ 地域住民とのつながりが強いので、地域の理解や協力が得られやすい。

##### (2) 市民活動団体

- ア 目的や目標がはっきりしているので、信頼関係が築ければ結束力は固く、行動力・実践力がある。
- イ 積極的であり、かつ非営利的である。

- ウ 同好の志を持った志願者からなり、団結力が強い。
- エ 同じ関心のもと集まった人たちが構成されているので、長く続けることができる。
- オ 共通の目的に人が集まり、目的を向上させようとする。
- カ 自分たちの好きなことに熱中できて社会貢献ができる。
- キ 主体的で積極的、創造的な活動が期待できる。

#### 4 連携への問題点

- (1) 地域活動団体が、外部からの人材、活動団体を受け入れる事ができるか。役員が地域で受け入れる意思決定を組織内で構築することが可能であるかどうかは課題である。
- (2) 一方、市民活動団体においては、地域活動団体の意思決定や受け入れ後の地域への認知に時間を要する場合は考えられることから、活動の結果をすぐに求めることなく、時間をかけることができるかどうか、また、自分たちの活動の趣旨と地域が求めるもののとの多少の距離やズレを許容できるか否かが課題である。
- (3) どちらも「外部の人材の受け入れが容易でない」「人材が不足している」という問題点がある。これを結びつけるためにも、グループ同士のコーディネートが非常に必要である。

#### 5 連携の可能性

- (1) 「可能」という意見
  - ア 情報交換や発表の場に地域活動の人が参加してくれれば、市民のよい活動を地区に還元できる。
  - イ 地域活動団体は地域住民に対する共益性があり、市民団体はその専門的な性質がある。互いに連絡し連携し、その社会の課題に対応する必要がある。
  - ウ 地域で活動するために、自主的に発足した市民活動団体も見受けられるので、徐々に融合していくのではないか。
  - エ 自治会を強固にするためには、たとえば地域の清掃などで頻繁に集まることが必要であり、そこで市民活動団体と連携して行う可能性が生じると考えられる。
  - オ 少なくともイベント等の一過性の活動に協力を求め、専門的なノウハウを導入するという程度の連携であれば可能性があるのではないか。
  - カ 市民活動団体がサポートセンターや生涯学習センター、社会福祉協議会に登録するときに、「地域と交流したい、地域と交流できる」という項目が絶対必要である。それによってコーディネートがスムーズに行くと思う。(議事録)
  - キ 地域活動団体と市民活動団体には、いろいろな分野があり、地域によっても異なるので、全部一括して行政がコーディネートしろというのは難しいと思うが、分野によっては行政がうまくコーディネートするための役割を果たしてもいいのではないか。(議事録)
  - ク 両者が交流、連携、協力することで、それぞれの強みをうまく生かし、弱みを

少しでも解消できればいいことである。(議事録)

ケ 一例として学童保育に市民活動団体が入り込んでいて、よさこいの踊りを教えている。地区の祭りなどで子どもたちがよさこいを踊るのだが、踊る前に活動の説明をし、アピールをしている。これは比較的うまくいっていると思う。学童は比較的入りやすいのではないか。(議事録)

(2) 「困難」という意見

ア 地域活動団体は主に居住地が共通（近接）しているだけのつながりである。市民活動団体はその活動テーマへの志願者を構成メンバーとしており、共通の価値観、目的意識を有している。複数の団体が入り込めばそこには自ずと主導権争いが大なり小なり発生して目的達成の障害になる。活動テーマごとに適した団体を選定して一任すべきと思う。

イ 市民活動は活動の範囲が市内全域に広がるので、自治会員に理解を求めるのは難しい。

ウ 地域活動団体と市民活動団体は、ボランティアな団体であるということでは共通であるとしても、活動のフィールドも動機もまったく異なることから、継続的に連携するという場面は考えにくい。

エ 地域活動団体と市民活動団体双方のニーズを把握し、コーディネートするしくみがあれば連携の可能性もあるかと思うが、そうしたニーズそのものがないのが現状ではないかと思われる。

(3) 「連携」に求められる要素

ア 地域の方に活動を知っていただく。

イ 少し謙虚な気持ちでお互いに同じ目的意識を持つ。

ウ 互いに理解が進めば、声を掛け合うことにつながる。

エ 「地域連絡協議会」等が設置されれば、各種団体への参加も容易と思う。そのためには、行政の仲介も必要と思う。

(4) 連携の推進に向けて

ア サポートセンターに登録するときに、「地域と関わる活動かどうか」「地域との連携・交流を望むか」というような項目があれば、コーディネートしやすくなるのではないか。

イ 自治会や自治会連合会長の集まりに活動の場を求める市民活動団体が事業提案してみる、或いは、分野別の市民活動団体の集まりに自治会長が参加して活動を要請するなど、交流の場を設定することが可能ではないか。

ウ 地域活動団体の中でも、地域内で上手に役割分担して機能している地区もあれば、そういう団体をもっと連携していけば円滑に課題が解決できるのではないかという地区もある。地域活動団体も市民活動団体も、分野を超えた相互の連携が必要な状況が生まれているのではないか。

エ 下府中地区の下府中グリーンプロジェクトのようないい事例が紹介されて広まっていくことで、可能性はもっと広がっていくと思う。

オ 「連携」というとカッコいいイメージで、「常に協力していないといけない」

という意味合いが強くなるように思われる。「協力」の方が、「何かの行事のときには一緒にやろう」というような軽い気持ちでできるのでは。